

令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業仕様書

1 事業内容

(1) 業務名称

交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業

(2) 設置場所

交野市役所本館1階ロビー（交野市私部1丁目1番1号）

別紙2「設置場所図」参照

(3) 業務内容

①交野市役所本館において、交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業者（以下、「設置事業者」という。）は、交野市役所庁舎案内、交野市内全域地図及び地図上に所在する民間企業等広告主を掲載した案内板（以下、「広告付き案内地図」という。）並びに行事案内板を作成し設置する。

②設置事業者は、交野市内全域地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告付き案内地図及び行事案内板の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。なお、行政財産の使用については、本市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると本市が認めるときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

(5) 設置期間

①広告付き案内地図及び行事案内板の設置期間は、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの5か月間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、本市又は設置事業者のいずれかによる書面による更新拒絶の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件をもって、設置期間は1年度毎に自動更新され、その後も同様とする。

②更新については、令和6年3月31日を超えることができないものとする。

(6) その他

庁舎の改修、移転等で広告付き案内地図及び行事案内板の設置場所又は設置期間を変更する必要が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

2 広告付き案内板及び行事案内板の仕様

(1) 設備本体

①広告付き案内地図は、縦2，100mm×横2，550mm×奥行150mm程度の大きさで作成し、壁面一体型とすること。

②行事案内板は、モニターサイズ42型程度（縦1，020mm×横610mm程度）とし、

移動式とすること。

- ③音声を発生することは不可とする。
- ④鋭利な突起物等の無い、安全に配慮した形状であること。
- ⑤周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ⑥電気亜鉛メッキ鋼板加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ⑦意匠面は、色覚障がい者に配慮した配色等でデザインするほか、ユニバーサルデザインを考慮すること。
- ⑧意匠面は、透明アクリル板カバー等と乳白アクリル板ベース等にカラーコルトンフィルムを挟み込む形或いはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。
- ⑨意匠面に使用する照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。また、タイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン・オフも容易にできるようにすること。
- ⑩タッチパネル機能を搭載している場合は、その機能のオン・オフが容易にできるようにすること。
- ⑪新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止対策を講じること。
- ⑫その他の仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

(2) 交野市役所庁舎案内枠

- ①本市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示すること。
- ②庁舎のレイアウト、組織機構等の変更についてのメンテナンスをその都度行うこと。

(3) 交野市内全域地図枠

- ①本体内に収まり、市内全域地図の構成とすること。
- ②本市の要望を反映できるように、掲載内容について事前に打ち合わせを行うこと。
- ③国土地理院の2, 500分の1の地図をベースに作成すること。
- ④本市が指定する公共施設・災害時の避難場所等の地点を分かりやすく表示すること。
- ⑤全体的に来庁者が見やすい配色デザインとすること。
- ⑥地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

(4) 交野市内全域地図上に所在する民間企業等広告主を掲載した案内板枠

- ①広告主の広告を表示することができる。表示する広告内容は、写真・名称・所在・電話番号等とすること。
- ②地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
- ③本体内で収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。

3 設置等及び維持管理

(1) 設置等

- ①広告付き案内地図及び行事案内板の設置においては、本市と十分な打ち合わせの上、実施すること。
- ②広告付き案内地図は、庁舎施設に負担の少ない方法で固定すること。

- ③ 広告付き案内地図及び行事案内板は、地震等の際に転倒しないように防止策を十分講ずること。
- ④ 広告付き案内地図及び行事案内板は、交野市役所本館等の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならないように配慮すること。
- ⑤ 広告付き案内地図及び行事案内板を移設、移転、撤去等する際は、本市が承認する場合を除き原状回復すること。
- ⑥ 庁舎のレイアウト変更等のやむを得ない事由により、広告付き案内地図及び行事案内板を移設又は移転する場合は、本市と設置事業者で協議して、移設又移転場所を決定するものとする。
- ⑦ 広告付き案内地図及び行事案内板の設置につき、万一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑧ 広告付き案内地図及び行事案内板の製作、設置、移設、移転、撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

(2) 維持管理

- ① 広告付き案内地図及び行事案内板の故障、破損、汚損等については、設置事業者において速やかに復旧等の最適な措置を取ることとし、広告付き案内地図及び行事案内板には故障時等の連絡先を明記すること。
- ② 広告付き案内地図における広告内容の変更等に関する作業は、設置事業者の希望日時を事前に調整した上で、本市が指定する日時に行うものとする。
- ③ 行事案内板の情報を本市が随時更新できるように、本市に端末機器等を貸与すること。
- ④ 広告付き案内地図及び行事案内板の故障、破損、汚損等及び維持管理は、設置事業者の責任において対応し、それに要する費用は設置事業者が負担すること。

4 広告の掲載

- ① 広告主の募集は、設置事業者において行うものとする。
- ② 広告主の選定及び広告の内容について、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」及び関係法令を遵守するとともに、市役所の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。
- ③ 設置事業者が広告を掲載しようとするときは、事前に本市の審査を受けその承認を得なければならない。広告の変更をしようとする場合も同様とする。
- ④ 設置事業者は、前記の審査を受けるため、掲載する広告のデータ等必要な資料を、掲出予定の15営業日前までに本市の担当者へ提出しなければならない。
- ⑤ 広告付き案内地図における広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。
- ⑥ 広告付き案内地図掲載内容の更新は、年1回以上行うこと。ただし、変更が無い場合はその限りでない。
- ⑦ 広告募集及び広告内容に関する一切の責任は、設置事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

- ⑧ 広告の募集、掲出に際しては、設置事業者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、本市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮し、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、交野市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑨ 広告付き案内地図の設置場所が期日前投票所となった場合には、選挙期間中において広告掲載の非表示又は停止措置を行うものとする。
- ⑩ 広告主の募集、広告記事等の制作、掲載に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

5 使用料等

(1) 使用料

- ① 設置事業者は、広告付き案内地図及び行事案内板の設置場所が広告価値を有することに鑑み、設置場所を使用することの対価として、使用料（行政財産使用料及び広告掲載料）を本市に支払うものとする。
- ② 交野市行政財産使用料条例施行規則第3条第7項に基づき、設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって使用料とする。
- ③ 年度中の設置期間が1年に満たない場合は、前記使用料の金額を日割で計算した額に設置日数を乗じて得られた金額を当該年度の使用料とし、算出した額に1円未満の端数がある場合においては、その端数金額を切り上げた額とする
- ④ 使用料は、本市が交付する納入通知書により、本市が指定する期日までに全額納入すること。
- ⑤ 納入された使用料は、原則として返還しない。

(2) 光熱費

- ① 設置事業者は、広告付き案内地図及び行事案内板の設置に係る光熱費を負担しなければならない。
- ② 設置事業者は、本市が算定した光熱費の実費相当額を本市が交付する納入通知書により、本市が指定する期日までに全額納入すること。
- ③ 納入された光熱費の実費相当額は、原則として返還しない。

6 その他

- (1) 設置事業者が広告付き案内地図及び行事案内板を設置するときは、交野市行政財産使用料条例施行規則第4条に基づく本市の使用許可をその設置場所について受けなければならない。
- (2) 設置事業者が決定した者は、速やかに本市と協議を行い、本事業に係る協定書を締結するものとする。
- (3) 設置事業者は、広告付き案内地図及び行事案内板の仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等並びに広告付き案内地図の広告掲載に関する事項について、あらかじめ本市と協議し、当該事項を記載した事業計画書を本市に提出しなければならない。なお、設置事業者は事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。
- (4) 設置事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様と

- する。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業者募集要項」及び本市と設置事業者で締結する「令和2年交野市役所本館広告付き案内地図等設置事業協定書」によるものとする。
 - (6) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
 - (7) 業務の実施にあたっては、本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
 - (8) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

以上